

会計年度任用職員の給与改定について

1 改定内容

行政職給料表その他給料表に基づいて報酬を定めている職について、給料表の改定に準じ、次のように改定する。

(単位：円)

給料表	級	職種等	区分	現行		改定後		改定額		改定率	
				初任給	最高号給	初任給	最高号給	初任給	最高号給	初任給	最高号給
行政職	1 級	事務職員、技術職員	A	138,504	157,644	146,160	164,488	7,656	6,844	5.53%	4.34%
			B		186,760		192,676		5,916		3.17%
			C		206,132		210,424		4,292		2.08%
		司書、福祉職員、介護福祉職員	A	146,508	170,520	153,468	177,132	6,960	6,612	4.75%	3.88%
			B		196,272		201,492		5,220		2.66%
			C		209,612		214,832		5,220		2.49%
		社会教育主事補、臨床心理職員	A	157,644	181,424	164,488	187,572	6,844	6,148	4.34%	3.39%
			B		203,464		208,104		4,640		2.28%
			C		211,700		217,268		5,568		2.63%
	2 級	全職種	A	171,448	199,404	177,828	205,320	6,380	5,916	3.72%	2.97%
			B		232,696		237,104		4,408		1.89%
医療職(1)	1 級	医師、歯科医師	A	239,308	283,388	248,356	291,392	9,048	8,004	3.78%	2.82%
			B		329,556		335,472		5,916		1.80%
			C		362,500		366,908		4,408		1.22%
医療職(2)	1 級	薬剤師、獣医師	A	167,272	194,416	174,000	200,680	6,728	6,264	4.02%	3.22%
			B		226,316		231,420		5,104		2.26%
			C		255,084		258,332		3,248		1.27%
		医療技術職員	A	157,644	184,208	164,488	190,588	6,844	6,380	4.34%	3.46%
			B		217,500		223,184		5,684		2.61%
			C		246,384		250,328		3,944		1.60%
		栄養士	A	151,844	177,248	158,572	183,860	6,728	6,612	4.43%	3.73%
			B		211,468		217,384		5,916		2.80%
			C		240,700		244,876		4,176		1.73%
		歯科衛生士	A	146,044	170,288	152,772	177,016	6,728	6,728	4.61%	3.95%
			B		204,624		210,656		6,032		2.95%
			C		234,900		239,540		4,640		1.98%
医療職(3)	1 級	看護師	A	167,620	187,224	174,580	193,720	6,960	6,496	4.15%	3.47%
			B		207,292		212,628		5,336		2.57%
			C		217,964		222,720		4,756		2.18%
		保健師	A	172,260	191,516	179,220	198,012	6,960	6,496	4.04%	3.39%
			B		210,192		215,064		4,872		2.32%
			C		219,704		224,576		4,872		2.22%
	2 級	全職種	A	198,708	220,168	204,856	225,504	6,148	5,336	3.09%	2.42%
			B		247,312		251,140		3,828		1.55%
保育士	1 級	保育士	A	145,000	162,632	152,308	168,780	7,308	6,148	5.04%	3.78%
			B		182,700		187,108		4,408		2.41%
			C		201,144		204,856		3,712		1.85%
技能労務職	1 級	技能職員	A	137,112	156,252	144,768	163,676	7,656	7,424	5.58%	4.75%
			B		178,408		185,136		6,728		3.77%
			C		198,244		203,464		5,220		2.63%
		技術作業員	A	144,884	164,488	152,540	171,796	7,656	7,308	5.28%	4.44%
			B		185,484		191,864		6,380		3.44%
			C		204,624		209,380		4,756		2.32%

2 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日

ただし、12月期の期末手当の支給対象とならない職員については、令和 5 年12月 1 日

会計年度任用職員における給与改定の実施時期について

本市においては、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の改定の実施時期について遡及しないこととしていた。

令和5年5月2日に、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、その会計年度任用職員の範囲については、地方公共団体の実情を踏まえ適切に設定するよう、国より通知があったことを踏まえ、常勤職員の給与が改定された場合における常勤職員の給料表に基づき報酬を定める職に任用される会計年度任用職員の給与の改定の実施時期について、次のとおりお示しする。

1 給与改定の実施時期

12月期の期末手当の支給対象となる会計年度任用職員については、常勤職員の給与の改定の実施時期と同様に取り扱う。

	給与改定	
	引上げ時	引下げ時
12月期の期末手当の 支給対象職員※	年度内改定（遡及あり）	年度内改定（年間調整あり）
12月期の期末手当の 支給対象外職員	年度内改定（遡及なし）	年度内改定（年間調整なし）

※育児休業により支給割合が0%となり、支給額が0円となる職員も含む

2 今年度の給与改定の実施時期

(1) 12月期の期末手当の支給対象職員※

令和5年4月1日（遡及あり）

※育児休業により支給割合が0%となり、支給額が0円となる職員も含む

(2) 12月期の期末手当の支給対象外職員

令和5年12月1日（遡及なし）